平成２７年（フ）第６８号
福岡県大牟田市黄金町１丁目161番地２　サンハイツ102号
債務者　中嶋　弘章
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第７３号
福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6034号
債務者　吉岡　貴幸
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１６３号
沖縄県南城市佐敷字津波古456番地
債務者　喜友名茂康
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５２号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山１丁目３番29－３号　佐藤哲男貸家
債務者　熊谷とし子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３５号
福島県いわき市四倉町上仁井田字南細谷18番地の２
債務者　渋谷　勝一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９８号
長野県須坂市墨坂５丁目４番12号
債務者　町田　　渚
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
岐阜県関市春里町１丁目４番７号
債務者　荘加　亜希
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５９号
兵庫県加古川市加古川町北在家2108番地
債務者　森田　修平
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４７６号
広島県東広島市西条町田口853番地１　ベルカントハウスＢ棟117号
債務者　長原塗装こと　長原　勇一
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９７号
広島市南区堀越２丁目６番20号
債務者　小笠原良弘
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市平之町８番39号（エース平之町602号）
債務者　是枝　久貴
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５１号
鹿児島県鹿児島市小松原２丁目11番22号（高木アパートＢ－102号）
債務者　竹之内まさ子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目25番６－101号
債務者　栴　　朝美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４５号
鹿児島県鹿屋市野里町4660番地３
債務者　大窪タミ子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１１８３号
横浜市南区通町１丁目５番地　瀬戸アパート２階
債務者　吉川貴由江
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２０２号
横浜市港北区新羽町2264番地　中島荘１号
債務者　布施美智子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２０３号
横浜市旭区上川井町180番地12（住民票上の住所）
債務者　石井　香織
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部